

**第 1 回放射性廃棄物処分関連分野に係る
技術に関する施策・事業評価検討会
議事要旨**

1. 日時：平成 26 年 1 月 24 日（金） 10：00～12：30

2. 場所：経済産業省 別館 1 階 108 各省庁共用会議室

3. 出席者

（検討会委員）[敬称略・五十音順、※は座長]

北田 貴義	株式会社三菱総合研究所
	戦略コンサルティング本部 主席研究員
※小島 圭二	東京大学 名誉教授 地圏空間研究所
鳥居 和之	金沢大学 理工研究域 環境デザイン学系 教授
中野 政詩	東京大学 名誉教授
渡邊 邦夫	埼玉大学 地圏科学研究センター 教授

（事務局）

資源エネルギー庁 放射性廃棄物等対策室
室長 伊藤 正雄
課長補佐 松井 裕哉

（評価推進課）

産業技術環境局 技術評価室
室長 飯村 亜紀子
課長補佐 吉川 秀夫

4. 配付資料

資料 1 放射性廃棄物処分関連分野に関する施策・事業評価検討会委員名簿
資料 2 研究開発評価に係る委員会等の公開について
資料 3 経済産業省における研究開発評価について
資料 4 評価方法（案）
資料 5 放射性廃棄物処分関連分野に係る技術に関する施策・事業の概要
資料 6 評価用資料
資料 7 評価報告書の構成（案）
資料 8 評価コメント票

質問票

参考資料 1 経済産業省技術評価指針

参考資料 2 経済産業省技術評価指針に基づく標準的評価項目・評価基準

参考資料 3 平成 22 年度 技術に関する施策・事業評価報告書概要

5. 議事内容

(1) 座長の選出

本検討会の座長に小島委員が選任された。

(2) 評価検討会の公開及び評価の方法等について

技術評価室から資料 2、3 に基づき研究開発評価に係る委員会等の公開及び経済産業省における研究開発評価について説明した後、事務局から資料 4、7 に基づき評価方法（案）及び評価報告書の構成（案）の説明を行い、本検討会を公開すること等について了承された。

(3) 技術に関する施策・事業の概要について

事務局から資料 5 に基づきプロジェクトの概要、目的・政策的位置付けについて説明した後、「地層処分技術調査」、「管理型処分技術調査」及び「放射性廃棄物共通技術調査」について、それぞれ説明を行った。主な質疑応答等を以下に示す。

- ・ 調査地点についての質問に対し、最終処分地 1 箇所を念頭におき、精密調査地区は 2 箇所、概要調査地区はもう少し多い数というように、段階を踏んで適地を絞り込んでいく方針と回答。
- ・ 研究開発の時間軸（スケジュール）についての質問に対し、最終処分法で示されているスケジュールを目安としていると回答。
- ・ 今回は原子力規制庁ができる前の平成 22 年度から平成 24 年度の時点における評価を実施するという位置付けを確認。
- ・ 各項目の技術開発結果の解釈が、各項目によって多少違っているとの指摘に対し、各成果が矛盾無く説明できるものなのか、見ている対象が違うから解釈が異なるのか、今後確認させて頂きたいと回答。
- ・ 評価の基準が「達成」、「一部達成」となっているが、これらはどのような基準で選定しているのかとの質問に対し、評価対象期間中に当初予定していた目標・成果が、概ねアウトプットとして出ているということであれば、達成としている旨を回答。
- ・ 各事業についての報告書を見たい場合は参照可能かとの質問に対し、各年度の委託事業報告書は放射性廃棄物等対策室のホームページで公開していると回答。
<http://www.enecho.meti.go.jp/rw/library/library05.html>
- ・ 個別の委託事業で開始と終わりが異なるため、どのレベルで評価すればよいかとの質問に対し、(1) 地層処分技術調査、(2) 管理型処分技術調査、(3) 放射性廃

棄物共通技術調査、という３つの大項目のレベルで評価をして頂きたいと回答。

- ・ 施策では、放射性廃棄物処分関連分野における研究開発事業を国としてどのように実施していくかという位置づけを示しており、施策の期限は施策自体が無くなるまで続くと回答。
- ・ 事業化・波及効果についての質問に対し、波及効果として、論文や学会発表等の外部発表に関連するリストを資料６（評価用資料）中に提示している旨を回答。
- ・ 個別の委託事業の予算は示されているかという質問に対し、資料６（評価用資料）中に表で平成２２年度から２４年度までの予算額を提示している旨を回答。
- ・ 平成２３年度の東北地方太平洋沖地震に係る課題を評価対象とするかどうかについて質問があり、基本的には、当初の平成２２年度に設定した目標に対して評価を頂きたいと回答。
- ・ 事業化の評価についての質問があり、事業の反映先となる実施主体であるNUMO、あるいは安全規制に対し提供できる技術的成果が得られた場合は評価して頂きたいと回答。

（４）今後の評価の進め方、今後の予定について

事務局から資料８に基づき今後の評価の進め方について説明した。評価コメント票の提出期限は平成２６年２月１０日（月）を目処とすることを確認した。

（５）その他

特になし。

以上